

## リツイート事件の検討

衛藤 大輝

リツイート事件とは、短文投稿サイト「ツイッター」において、原告が著作権を有する画像を無断で添付したツイートをリツイートする行為が、著作者人格権等を侵害するか否かが争われた事案である。リツイートの際にツイッターの仕様により、画像の上下左右がトリミングされており、画像に付いていた著作者名部分も表示されなかったために、控訴審は同一性保持権侵害と氏名表示権侵害を、上告審は氏名表示権侵害を肯定した（上告審は同一性保持権侵害について判断していない）。なお、本件は発信者情報開示請求訴訟のため、被告は米国ツイッター社とツイッタージャパンであり、リツイート者は裁判に参加していない。

画像のトリミングは自動的に行われるため、上告審、控訴審の判断に従えば、ユーザーはリツイートしたツイートの中に無断アップロードされた著作物が含まれていたというだけで、権利侵害が肯定される。これは、円滑な情報流通を可能にするリツイートの利用を萎縮させる状況である。そこで本研究では、訴訟の主な争点である同一性保持権侵害、氏名表示権侵害の検討を行う。また、上告審と控訴審が権利侵害を肯定した原因の一つとして、発信者情報開示請求訴訟における裁判の構造上の問題が考えられ、この点についても検討する。

同一性保持権侵害について、画像のトリミングは自動的に行われるものであり、ユーザーは避けることができない。リツイート者にとっては「やむを得ない」改変であり、制限規定（著作権法 20 条 2 項 4 号）の適用を認めることが妥当であったと考えられる。

氏名表示権侵害について、リツイートによって著作者が創作者であることを主張する利益を害する恐れは低いと考えられ、氏名表示を省略できる制限規定（著作権法 19 条 3 項）を適用する余地があった。しかし、理由は定かではないが被告ツイッター社らは制限規定の適用を主張しなかったため、裁判において制限規定については言及されていない。

裁判の構造上の問題について、発信者情報開示請求訴訟において被告となるプロバイダは、侵害が肯定されようと発信者情報を開示する程度の負担にとどまるため、不熱心な応訴態度をとることが懸念される。弁論主義は、当事者が裁判の帰趨に最も利害関係を有することを前提としており、最も利害関係を有するはずの発信者が当事者として参加しない発信者情報開示請求訴訟においては、裁判所が釈明権を行使すべきであり、本件においては氏名表示権侵害の制限規定について主張を促すべきであったと考えられる。

本件は、同一性保持権、氏名表示権ともに侵害が否定される余地が十分あるにもかかわらず、裁判の構造上の問題が影響して侵害が肯定され、リツイートによる利益を大きく損ねる結果となった。著作権等関連訴訟のうち発信者情報開示請求訴訟の占める割合は年々高くなっている。本件のように本来侵害が肯定されるべきではない事案において、侵害が肯定されることを防ぐために、裁判所が積極的に訴訟指揮を執ることが期待される。

（指導教員 村井麻衣子）